

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、袖ヶ浦市が策定した袖ヶ浦市地域防災計画（令和3年度改訂）やハザードマップを基に現状分析を行う。

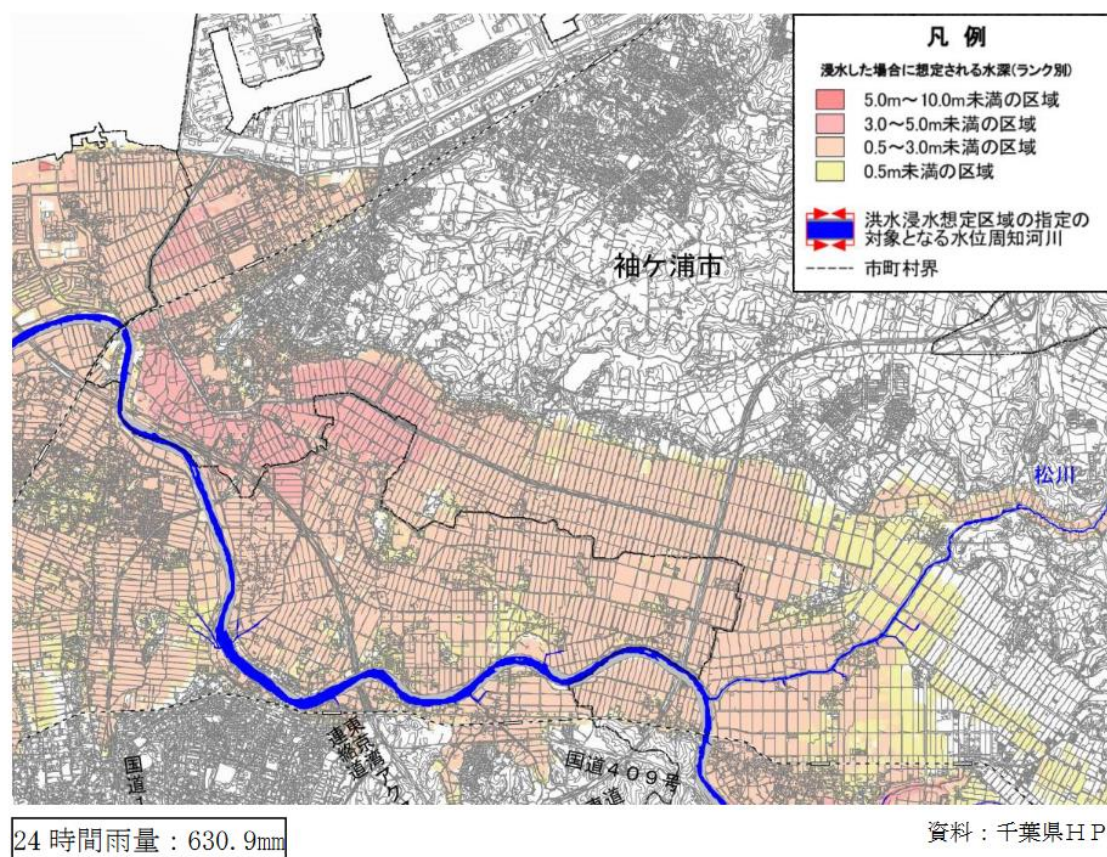
1 地域の災害リスク

(1) 洪水

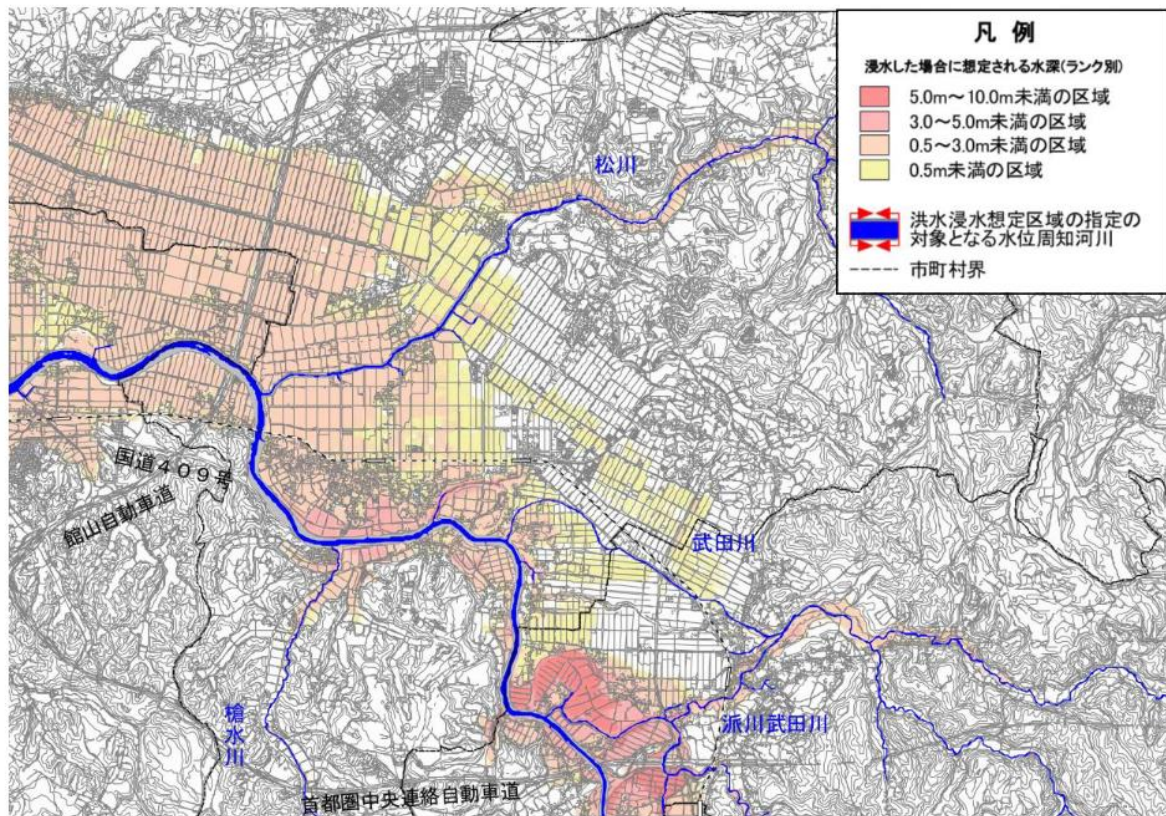
当市の防災計画によると、市域内を流れる小櫃川については、千葉県による浸水被害想定調査が行われている。これをみると、河川沿いに浸水深 0.5～3.0m未満の区域が広範に広がっており、河口付近には浸水深 3.0～5.0mの区域も存在している。その他の河川では、浮戸川、笠上川、浜宿川、久保田川、蔵波川、境川、大月川について、独自に浸水シミュレーションを実施し、その結果を防災マップにまとめている。これをみると、いずれの河川も浸水深が 0.5m未満の区域が存在しており、特に、久保田川上流域、蔵波川下流域、浮戸川流域、境川流域に広くみられる。中でも浮戸川沿いにおいては、浸水面積が広範に及び、浸水深が 0.5～1.0m未満の区域や 1.0～2.0m未満の区域も点在している。

これらの浸水区域の大部分は農地等であるが、浮戸川や蔵波川の浸水区域では市街地（商工業地区等）への浸水がある。

小櫃川浸水想定区域図（想定最大規模）【1/2】



小櫃川浸水想定区域図（想定最大規模）〔2/2〕



（2）土砂災害

当市の防災計画によると、市内には大小合わせて、177 箇所の急傾斜地崩壊危険箇所が存在する。土砂災害警戒区域に 5 箇所が指定されており、急傾斜地崩壊危険区域には 17 箇所が指定されている。しかしながら、危険箇所の多くは商工業者が点にあるいは集積しているエリアから外れ、人口もまばらな地点となっている。

（3）地震および津波

政府の地震調査研究推進本部によると、千葉県を含む南関東地域で今後 30 年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、大規模地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

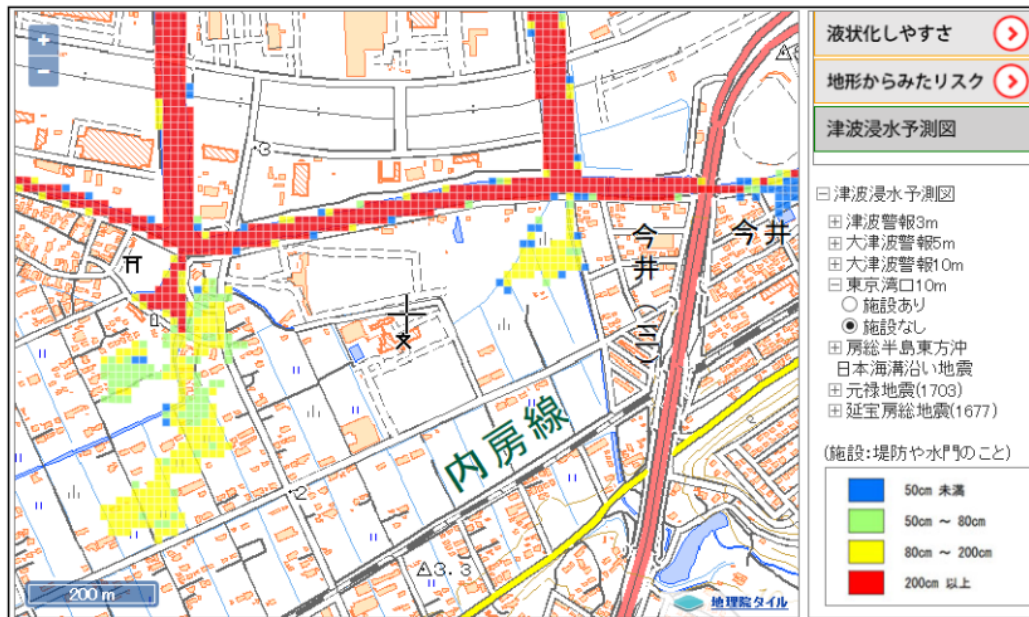
なお、当市における昭和以後のデータで最大の地震被災は1987年 千葉県東方沖地震(M6.7)による瓦の落下など市内小被害 2150 件・がけ崩れ3ヶ所がある。このとき地震計が市内に無かったため正確な震度は不明とされている。

次に、袖ヶ浦市が想定する津波モデルは、「元禄地震（1703 年）津波」と「東京湾口 10mクラス津波」の2つの津波モデルである。

元禄関東地震(1703 年・推定 M8.2)クラスの想定において、最大津波高は、袖ヶ浦市代宿の最大津波高 1.5mで、第一波の最速到達時間は、南袖の約 36 分と予測されている。(防潮施設が機能しない場合と機能する場合共に同じ結果)。

東京湾口 10mクラス津波襲来時の最大津波高は、袖ヶ浦市代宿の最大津波高 2.4 mで、第一波の最速到達時間は、今井の約 22 分と予測されている。(防潮施設が機能しない場合、機能する場合共に同様)

東京湾口 10mクラス津波による浸水予測図（奈良輪小学校付近）

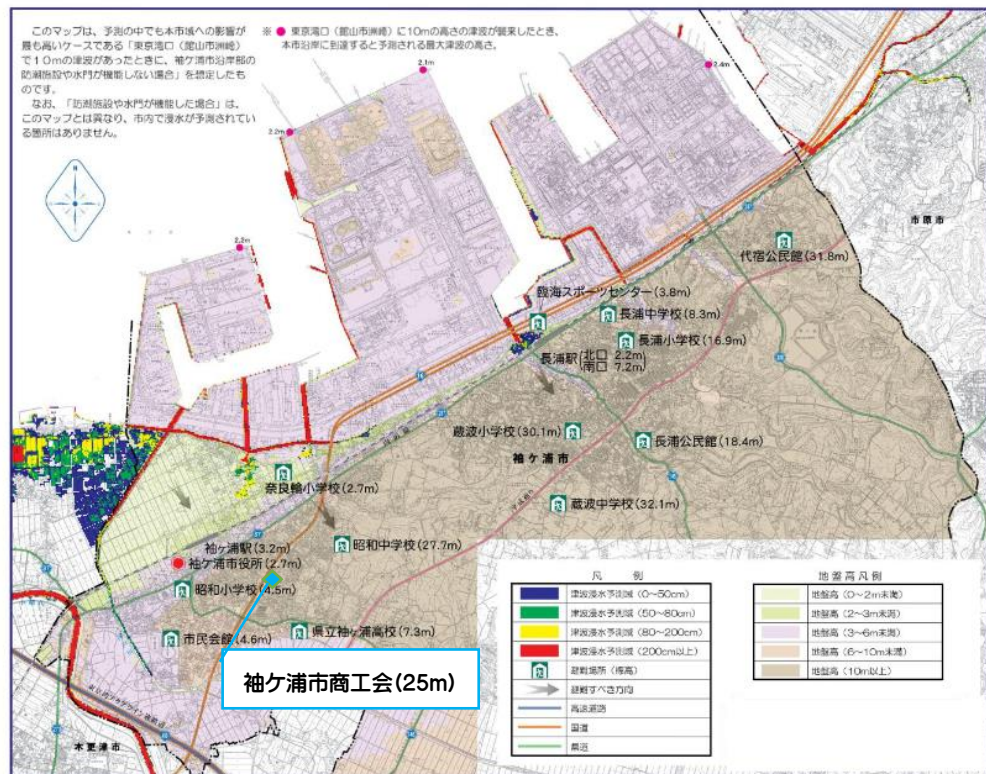


※施設（防潮施設、水門等）無しの場合の浸水予測図である。資料:千葉県防災ポータルサイト

※奈良輪小学校付近は、浸水深 50 cm～80 cm と予測されている。

最大クラスの地震と津波の新たな予測では、浮戸川の逆流や隣接する木更津市方面の護岸されていない漁港や自然の海岸から木更津市・袖ヶ浦市の標高 0.5～3m 地域へ 0.30m～2.0m までの浸水が予想さる。この場合でも袖ヶ浦市商工会館は標高 25m の高台に立地するため、水害被害は想定されていない。（下図）

津波ハザードマップ



資料：袖ヶ浦市津波ハザードマップ

（４）その他

令和元年９月９日未明に当市を襲った台風第１５号は、極めて強い暴風と豪雨により、市内全域において家屋や農業施設などに甚大な被害を及ぼした。最大で２,０００軒の断水や、長期（約１週間）にわたる停電が最大で１６,０００軒発生し、３,６００棟余の住家が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊するなど未曾有の被害が発生し、袖ヶ浦市における戦後最大の自然災害となった。また、市内においては食料品や生活必需品が店頭から無くなり、ガソリンを入れるために何時間も並ぶなど、市民生活に大きな影響が発生した。

2 商工業者の状況（令和6年4月1日現在）

（1）商工業者数 1, 297人

（2）小規模事業者数 1, 229人

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	365	360	市内に広く分散している
製造業	99	82	点在している
卸売業	17	16	少数が点在している
小売業	235	222	J R 駅周辺に多いが、市内にも広く分散している
飲食業	214	213	市内に広く分散している
サービス業	271	252	市内に広く分散している
その他	96	84	市内に広く分散している
合 計	1297	1229	

（出典：商工業者数 経済センサス 小規模事業者数 商工会調査名簿）

3 これまでの取組

（1）当市の取組

① 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害対策

袖ヶ浦市では、袖ヶ浦市防災会議が災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、袖ヶ浦市に係わる風水害、地震津波災害をはじめとする大規模災害や、海難事故や大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、袖ヶ浦市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「袖ヶ浦市地域防災計画」を策定している。計画は、総則編、地震・津波編、風水害等編、大規模事故編及び資料編で構成されており、直近では令和3年度に改訂している。

② 防災訓練の実施

袖ヶ浦市では毎年度、地震等の大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった総合防災訓練を実施している。

③ 防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、市民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

（2）当会の取組

① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知

② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④ 日本政策金融公庫や県市などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

Ⅱ 課題

- 1 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、多少の推進はされたが小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

Ⅲ 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介やリスク対策の必要性、各種損害保険の概要、事業者BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、整備すべき損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。

開催目標

内 容	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
損害保険加入・見直し 個別相談会等開催回数	2	2	2	2	2

- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、9月1日に当市主催による大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。また、品目によっては使用期限があるので、順次廃棄購入とローテーションしてゆく。

防災備品 購入一覧

種 類	個 数	種 類	個 数
防寒アルミシート	200 枚	懐中電灯・ランタン	10 基
簡易防寒具（カイロ等）	200 個	乾電池	適宜
ヘルメット	10 個	ラジオ付き手動式携帯電話充電器	3 台
作業用ゴム手袋	20 双	非常用簡易トイレ	8 基
軍手	200 双	ポケットティッシュ	500 個
簡易雨具	200 枚	マッチ・ライター	適宜
スリッパ	150 組	防虫スプレー	適宜
飲料水 2 L相当	150 個	発電機（各階1基）	3 基
非常用食料主菜(5年保存)	600 食	非常用ポリタンク	10 個
非常用食料副菜(5年保存)	600 食	電気ポット・ポット	8 基
簡易食器	200 枚	扇風機（夏季用）	8 基
救急セット	3 組	先平スコップ	5 本
土嚢袋	20 枚	脚立(1基は7m長型)	3 基
ブルーシート	20 枚	ジャッキ(1基は大型)	5 基
トイレットペーパー	300 ロール	マスク	500 枚
タオル	200 枚	ハンドアルコール	10 本
ハンドソープ	10 個	抗菌アルコール	10 本

※会議室の面積が 484 m²（3 階大会議室 309.5 m²・2 階中会議室 103.7 m²・2 階小会議室 70.8 m²）であるため、《緊急対応初期の段階で就寝可能な専有面積 2 m²/1 人の基準》又は、《避難が長期化し荷物置場を含めた専有面積 3 m²/1 人の基準》を考慮すると避難受入人数は最大 242 人～161 人となるが、トイレの規模等から現実的な避難受入人数を **100 名程度と予測して備蓄**する。（食料については 3 日分）

※上記防災備品は本計画期間中（令和 7 年度から令和 11 年度）に整備購入する。期限のない機器や消耗品については確認状況により更新する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

（1）応急対策の実施可否の確認

① 当会事務局長は発災後 2 時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当市で共有する。

③ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、袖ヶ浦市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

（2）応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

（ア）職員自身の目線で命の危険を感じる豪雨等状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

（イ）道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

（ウ）家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
長浦地区	理事	3 人	大まかな被害状況の把握等
昭和・根形地区	理事	3 人	〃
平川地区	理事	5 人	〃

③ 当会による大まかな被害状況の把握は 2 日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

(袖ヶ浦市商工会と袖ヶ浦市で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

④ 袖ヶ浦市商工会と袖ヶ浦市とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

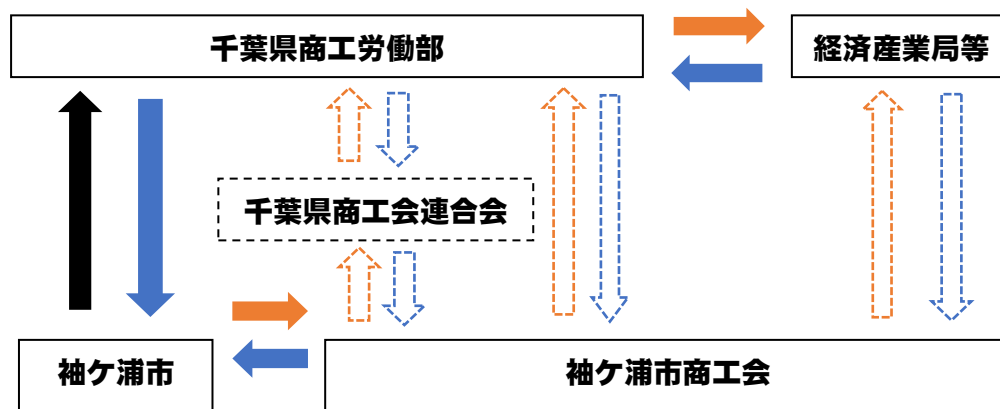
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所担当課を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止する

ための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

- (3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員 1 名 班員：総代 2 名、職員 1 名

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- (4) 当会と当市が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方にて当市より千葉県へ報告するとともに当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の大会議室等を避難場所として開放する。
- (2) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (3) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (4) ブルーシート等を配布する。
- (5) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について袖ヶ浦市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (6) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (7) 前記 3 の（3）で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (8) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (9) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
（注）前記Ⅱの１の（６）の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 感染症等流行時の対策

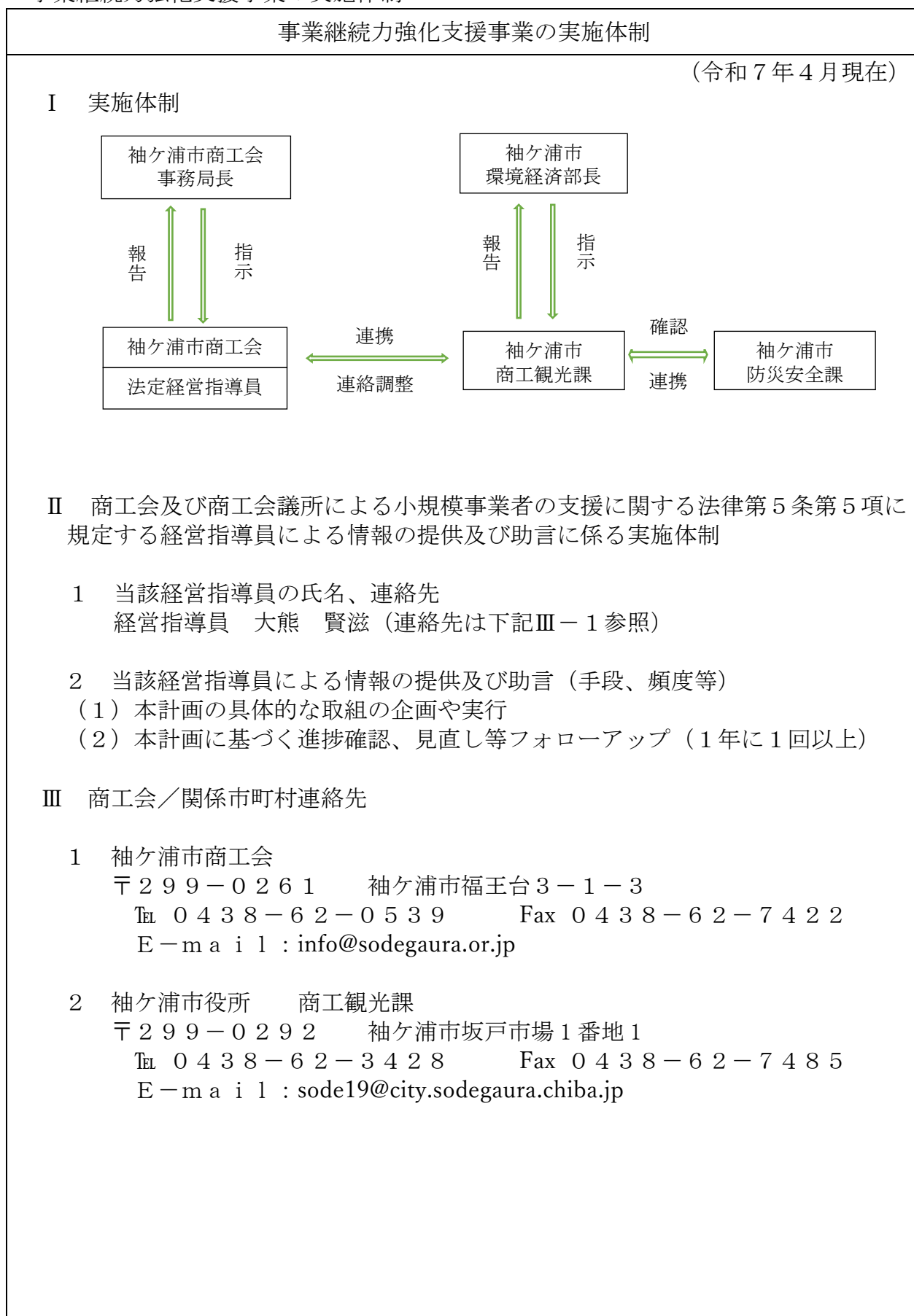
- ① 当会職員を２班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ マスク消毒液等が不足している小規模事業者へ事業維持のためこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
B C P 策定個別 相談会開催費 通信費他 5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
防災備品 購入費 2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

※ B C P 策定事業者へ派遣する専門家の謝金等は派遣元負担のため不要

※ 損害保険の加入及び見直し個別相談会の相談員経費は派遣元負担のため不要

調 達 方 法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 千葉支店木更津支社 支社長 長南 徹 千葉県木更津市大和2-3-5 木更津東京海上日動ビル2F TEL 0438-23-4431 FAX 050-3385-7448
連携して実施する事業の内容
①災害リスクの周知と損害保険の加入個別相談会等の開催 ②損害保険見直しのための個別相談会等の開催 ③BCP（事業継続計画）策定個別相談会の開催 ④BCP（事業継続計画）策定に具体的に取組む小規模事業者への専門家派遣
連携して事業を実施する者の役割
①災害リスクの周知と損害保険の加入個別相談会等へ職員（社員）を派遣 ②損害保険見直しのための個別相談会等へ職員（社員）を派遣 ③BCP（事業継続計画）策定個別相談会の講師（中小企業診断士等）を紹介・斡旋 ④BCP（事業継続計画）策定に具体的に取組む小規模事業者を支援するために専門家派遣制度によって専門家（中小企業診断士等）を派遣
連携体制図等